≪用語の解説≫

＊　形式収支、実質収支

形式収支は、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額をいい、実質収支は形式収支からさらに翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額をいいます。

正確な意味での黒字または赤字の額を見るためには、翌年度に繰り越される額が含まれる形式収支ではなく、繰り越して使われる額を差し引いた実質収支が適しており、市町村の本当の財政収支はこれによって表されます。

＊　地方債現在高

地方債とは、年度を越える自治体の借金です。地方債現在高とは、これまで発行してきた地方債の累積額を表しており、これによって、自治体に今どれくらい未返済の借金があるかが分かります。

＊　繰入金

地方公共団体の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことをいいます。例えば、特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計から資金の繰入を行って財源補てんをしなければならない場合があります。

＊　経常損益

営業収益及び営業外収益から、営業費用及び営業外費用を控除したものです。これで、本業以外の損益も含めた経営活動の結果が黒字か赤字かが分かります。

＊　債務保証

金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結することです。

＊　損失補償

第三セクター（商法法人、民法法人）が金融機関から融資を受ける場合に、その信用力を高めるために、出資している地方公共団体が融資を行う金融機関と損失補償契約を締結することです。

＊　法適用

地方公営企業法の適用を受ける企業のことを法適用企業と呼びます。法適用企業の経理は企業会計（複式簿記）により行われています。

＊　法非適用

地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法の適用を受ける企業を、法非適用企業と呼びます。法非適用企業の経理は、官庁会計（単式簿記）により行われています。

＊　財政力指数

財政力指数とは、自治体の財政力の強弱を表す指標で、基準財政収入額を標準財政需要額で割って得られた数値の過去３年間の平均値をいいます。財政力が「１」に近いほど財政力が強いと判断できます。

＊　経常収支比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。町村では70%、市では80%の範囲内が望ましいとされています。

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る指標（健全化判断比率等）

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を定めなければならないことになっています。

＊　実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を示すものです。（早期健全化基準：財政規模に応じ11.25%～15%、財政再生基準20%）

＊　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計（一般会計等、公営事業会計）を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合を示すものです。（早期健全化基準：財政規模に応じ16.25%～20%、財政再生基準30%）

＊　実質公債費比率

実質公債費比率は、普通会計の公債費だけでなく、公営企業や一部事務組合等の公債費に対する一般会計の負担額も含めた、それぞれの市町村の実質的な公債費負担比率の割合を表しています。（※早期健全化基準：25%、財政再生基準35%）

＊　将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債現在高、債務負担行為に基づく一般会計等からの支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額等から、充当可能基金等を控除した額）の標準財政規模等に対する割合を示すものです。（早期健全化基準：350%）

＊　資金不足比率

資金不足比率は、地方財政健全化法の指標の一つで、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を示すものです。（経営健全化基準：20%）

その他

＊　債務負担行為

数年度にわたる建設工事・土地の購入等、翌年度以降の経費支出や債務保証または損失補償のように、債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど将来の財政支出を約束する行為で、地方自治法の予算の一部を構成します。

＊　標準財政規模

自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源を示すもので、標準税収入額等に普通交付税（一本算定）を加算した額です。

＊　一般会計

特別会計で処理されるもの以外の全ての自治体の仕事を経理するための会計です。

＊　特別会計

そのサービスの提供から得られる料金などの対価によって支出を賄う場合、一般会計とは別に経理するもの（水道・下水道・病院などの地方公営企業と呼ばれる自治体が経営する企業は全て特別会計で処理されています）。

＊　普通会計

公営事業会計以外の全ての会計を総合して一つの会計としてまとめたものです。

＊　公営事業会計

公営企業会計、その他の公営企業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計等の総称です。

＊　地方公営企業

地方公共団体が経営する企業であり、一個の自立した経営体として、水道、病院などの企業活動を行っており、利用者の負担する料金によって賄う「独立採算性」を原則としています（岩手県市町村課ホームページ「いわての市町村地方公営企業決算の状況」参照）。

＊　一部事務組合

県や市町村が、その事務の一部を共同で処理するために設ける団体をいいます。

＊　第三セクター

国や地方公共団体の公共部門〈第一セクター〉と民間部門〈第二セクター〉との共同出資で設立された事業主体を指します。農林水産関係や観光・レジャー関係等があります。